

令和7年6月6日

令和7年度 新入生
1年 保護者 様

大阪府立懐風館高等学校
校長 東田 吉史

「奨学のための給付金（新入生に対する前倒し給付）」
の申請手続き案内等について（お知らせ）

平素は、本校の学校運営にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、大阪府教育庁から「奨学のための給付金（新入生に対する前倒し給付）」の申請案内の通知がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

支給要件等につきましては、別添の（案内）及び以下の□囲みの（概要）をご覧ください。
奨学のための給付金（新入生に対する前倒し給付）の支給要件に該当され、申請される場合は、**6/13(金)までに下段キリトリ用紙を学校事務室に提出して申請書の用紙を入手していただき、「申請書及び添付必要書類」を令和7年6月23日(月)までに、事務室へ直接提出**してください。

（概要）

○「奨学のための給付金」は、**生活保護（生業扶助）世帯**、または「都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が**非課税世帯の方が対象**です。
授業料以外の教育費負担を軽減する制度で、返済は不要です。

○「奨学のための給付金」の通常の申請時期は7月1日以降ですが、新入生に対する前倒し給付の希望申請については、令和7年4月1日に支給要件を満たす場合、年額の1/4（4～6月相当分）を前倒し給付する制度です。

なお、前倒し給付申請受給され、通常申請の令和7年7月1日時点においても支給要件を満たす場合は、再度申請していただくことで年額の残3/4を受給することができます。

○「奨学のための給付金」の支給を受けるには、申請手続きが必要です。
申請書には、次の書類添付が必要です。詳細は（案内）「申請に必要な書類」のとおり。
生活保護受給世帯は「生活保護（生業扶助）受給証明書」、
非課税世帯は保護者等（親権者全員）の「非課税証明書」等の添付提出申請が必要です。

○奨学のための給付金 給付金額(全日制の場合)

	対象区分概要	新入生前倒し	通常申請 年額	備考
1	生活保護(生業扶助)受給世帯	8, 075 円	3 2, 3 0 0 円	認定された場合、当該年度の学校納付金（日本スポーツ振興センター共済掛金、PTA会費、学年費、修学旅行積立金など）に未納又は未収分がある場合は、奨学給付金と相殺します。
2	非課税世帯	35, 925 円	1 4 3, 7 0 0 円	
	基準日(要件時点)	R7.4.1	R7.7.1	
	認定結果・支給時期	8月頃	1 2 月末頃	

連絡先：大阪府立懐風館高等学校 事務室
電話 072-957-0001（平日8時20分～4時50分）

-----キリトリ-----

令和7年6月 日

申請書類配付依頼書

「奨学のための給付金（新入生に対する前倒し給付）」の申請書類の配付を希望します。

学年	組	番号	生徒名
1			

国公立高等学校等奨学のための給付金

「新入生に対する前倒し給付」の申請手続きについて (案内)

制度概要

- 新入生のうち希望者に対して、奨学のための給付金の年額の1/4(4～6月分)を早期に支給します。
★奨学のための給付金とは、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。通常、7月に申請し、12月末頃に年額分が支給されます。
- 前倒し給付の申請をただけでは、年額の1/4(4～6月分)しか支給されません！
別途、7月に通常給付の申請を行うことで、残りの3/4(7月～翌年3月分)を受け取れます。
- 前倒し給付を申請せず、通常給付のみ申請を行うことも可能です。その場合、12月末頃に年額分がまとめて支給されます。(※前倒し給付と通常給付は支給要件が異なります。)

支給対象となる要件

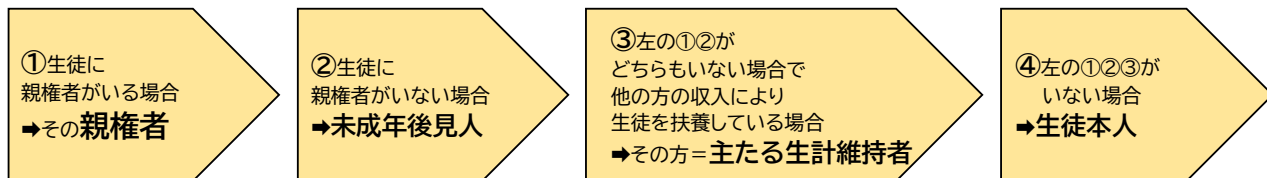
前倒し給付を受けるには、令和7年4月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等(親権者等)全員の令和6年度道府県民税所得割額及び市町村民税額所得割額が**非課税(0円)の世帯** 又は **生活保護(生業扶助)受給世帯** であること。(※1)
- ② 保護者等(親権者等)が**大阪府内に住所を有していること**。(※2)
- ③ 生徒が令和7年4月1日に高等学校等の**第1学年に新入学した生徒**であること。
- ④ 生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象者となる者であること。
- ⑤ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること。(大阪府外の国公立高等学校等も対象です。)原則、令和7年4月1日現在において休学していないこと。

- ※1 令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、又は令和7年7月1日現在において生活保護(生業扶助)受給世帯である場合は、通常給付の支給対象となります。
- ※2 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

- ⑥ 保護者等(親権者等)が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。
- ⑦ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別養育費養成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

「保護者等(親権者等)」の考え方について(就学支援金での考え方と同じです。)



支給金額

区分	対象生徒の区分	給付金額(年額の1/4)	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒	8,075円	
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)世帯に 扶養されている生徒	35,925円	12,625円

申請に必要な書類

申請区分	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書 等(※5)	通帳等の 写し	在学証明書
区分1:生活保護受給世帯	●	●	—	●	▲(※6)
区分2:非課税世帯	●	—	●	●	▲(※6)

※5 次の①～③のいずれかの書類です。(令和6年度のものが必要です。)

①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

※6 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通いの学校を介さず直接申請を行う場合、生徒本人の在学証明書(令和7年4月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

事前に
確認を!

**保護者等(親権者等)全員、
税の申告が必要です!**

収入が0円である場合も申告が必要です。
申告がお済みでない場合は、課税証明書を
発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で
父の扶養に入っているけど、
それでも申告は必要?

必要です!

申請から支給までの流れ

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前倒し給付を 申請する場合	前倒し給付 申請	通常給付 申請	支給 (年額1/4)				支給 (年額3/4)
前倒し給付を 申請しない場合		通常給付 申請					支給 (年額)

前倒し給付を申請しただけでは4～6月分(年額の1/4)しか支給されません!
通常給付の要件に該当する場合は7月に別途申請を行ってください。

- 申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通いの学校事務室を通じて行います。
申請書類は、学校が定める期限までにお通いの学校事務室へご提出ください。
- 前倒し給付の審査結果や振込日は、8月頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。

お問い合わせ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

懐風館高等学校 事務室 TEL:072-957-0001

【制度の概要などに関すること】

◎大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL: 06-6941-0351(代) FAX:06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001

FAX:06-6910-8005